

ブロードバンドの発展に関する理事会提言（仮訳）

I 背景

1 ドキュメント「経済成長を推進するブロードバンド：その発展への政策対応」（DSTI/ICCP(2003)13/FINAL）は、2003年10月3日に情報・コンピューター・通信政策委員会（ICCP）によって承認され、公表されたところである。このドキュメントは、ブロードバンドインターネット技術の発展及び利用拡大を促進するための政策対応に関する原則を提示している。

2 その後、OECD イタリア政府代表部大使のフランチェスコ・オリヴィエーリ氏より、このドキュメントは理事会提言の基礎となるべきである旨の提案がなされた。これは国内のブロードバンド政策に大きな影響を及ぼし、ICCPによるこの分野における将来の研究に顕著な基盤を形成することになるであろう。

II ブロードバンドが経済社会の発展に重要である理由

3 ブロードバンドへの接続は、情報通信技術（ICT）の発展・導入・利用の鍵である。ブロードバンドは、ICTによる全セクターの経済成長への貢献を促進し、社会・文化の発展を増進させ、技術革新を促進するものであり、すべての国にとって戦略的重要性を持つ。ブロードバンドへのアクセスを広範・容易にすれば、効率性・ネットワーク効果・外部性を高めるように利用することで生産性は向上し、成長を促進することができ、企業・公的部門・消費者の利益となる。ブロードバンドネットワークは、全世界レベル、国家レベル、地域レベル、地方レベルにおいて、知識集約型の経済を発展させるために重要な基盤である。

4 民間部門にとっては、ブロードバンドによって電子ビジネスの実施と新規の市場開拓が可能となり、中小企業を含む企業は、情報交換の改善・価値連鎖の変化・業務過程の効率化によって技術を革新し、生産性を向上させ、成長することができる。医療・教育・行政サービス等、政府の関心が高い分野の公的サービスにブロードバンドを活用すれば、サービスの効率性を上げ、広範囲に提供できるうえ、他部門に対する大きなデモンストレーション効果が見込める。消費者に対しては、ブロードバンドは経済・社会・文化の発展を通じた生活の質の向上をもたらす。小規模・辺地・遠隔地のコミュニティにおいては、とりわけデジタル経済や情報社会への参加機会が得られるとともに、新商品や新サービスの利用も可能となり、他地域との経済的・社会的な一体性を保つことができる。しかし、すべての地域にブロードバンドを行き渡らせるには、地理的条件という問題を克服する必要がある、この問題は人口密度の低い国にとって特に大きい。

III ブロードバンドの定義

5 ブロードバンドの定義で世界的に受け入れられているものではなく、国ごとに異なるが、「総合デジタル通信網（ISDN）より相当程度高速の常時接続サービス」という点は一般的に同意されている。定義付けは、通信回線の容量のような技術的基準や、機能的な特徴に基づいて行うことができる。一般的には、ブロードバンドは非常に大量のデータを高速で送ることのできる一連のデジタル通信技術の集合体であり、各種のデジタルサービスの一部又は全部を同時に送り届けることができる。

6 ブロードバンドの性能及びブロードバンド・サービスに対する需要はともに拡大し続けてい

くと考えられる。通信事業者は、ブロードバンド・ネットワークを設計し、それに投資する際、業績を向上させるための将来の需要を考慮する必要がある。今やすっかり定着したDSLやケーブルモデム技術は、なお急速に発達し続けているが、これらの技術と競合して新技術が発展している。この新技術として、イーサネットLAN、各家庭への光ファイバの敷設、衛星、デジタル地上波テレビ、電力線を用いたブロードバンド通信といった、新たな形態の固定無線、移動無線その他の技術が挙げられる。また、地域回線は加入者系無線、バックホール回線は衛星というような、相互運用可能な技術の組み合わせによってブロードバンド・アクセスが行われることがあるという点は非常に重要である。

IV 政策展開が求められる分野

7 上述のドキュメントにおいて、ICCPは加盟国の関与が重要とみなされる下記実施事項を特定した。

インフラの発展及び整備

- ・ 競争市場への民間部門の積極的な参入は、ブロードバンドに対して引き続き、そして新たに投資することを促すとともに、潜在的なリスク及びリターンの評価能力を最大化するための最善の方法である。
- ・ 電気通信市場の自由化は基本であるが、同時に競争が不十分な場合には競争を促進するためのセーフガードも必要である。競争及び参入障壁の低減が、ブロードバンドの普及を促し、市場の拡大を最大化するよう導くために重要である。
- ・ 遠隔地及びブロードバンド・サービス未提供の領域に関して、ブロードバンドの提供範囲の拡大及び公正かつ合理的な条件に基づくアクセスの確保が問題となっている国もある。地理的なブロードバンド提供範囲の拡大に伴い、周波数を新しく利用する必要性が生じ得るとともに、既存のデジタル的・社会的・経済的格差の問題が浮き彫りになり、また事業者の市場支配的立場を強化しない一方で、新規のデジタル的・社会的・経済的格差を生み出すことがないように配意しなければならない。公的財政支援は、民間のイニシアチブや競争を妨げない限りにおいて、必要に応じて民間投資を補完し得る。
- ・ 異なる事業者間、基盤技術間の競争を促進し、コンテンツの充実したサービスを提供するためには、融合の観点からのブロードバンド・ネットワークの相互運用性が必要となる。

需要、アプリケーション及び利用

- ・ デジタルのコンテンツ及びサービスは、ブロードバンドに対する需要の増大に必要不可欠であり、政府及び民間部門がすべての異なる基盤技術間でのコンテンツ配信を促進するために重要な役割を担っている。
- ・ ブロードバンドのモデル利用者として、政府は、特にブロードバンドを使用することで公共サービス提供の効率性を向上させつつ、ブロードバンド主導のサービス及びコンテンツの潜在能力を示すことができるとともに、公的機関のコンテンツを含む新しいコンテンツの地域的发展を促進することができる。

- ・ ネットワークの完全性及び信頼性を確保し、暗号・認証技術等のメカニズムにより利用者を保護し、サイバー犯罪や迷惑メールに対抗し、知的財産権を保護するためには、高いレベルの信頼、セキュリティ、プライバシー及び消費者保護が必要であり、これらは各種ルールを作成し、それを国境を超えて適用させることでのみ達成される。
- ・ 民間部門は、利用者の要求に応える標準やメカニズムの形成に際して積極的に主導する必要がある。併せて引き続きブロードバンド・サービスにおける信頼を醸成していく必要がある。
- ・ 地域需要の集約などの、ブロードバンド・サービスの提供範囲及び利用拡大のための政府のイニシアチブは、官民協力を通じて形成されることが最適である。
- ・ 民間部門及び政府は、特に中小企業に対して、ブロードバンドの導入・利用の拡大のメリットに関する情報を提供する役割を有する。とりわけ電子政府の利用は大きな宣伝効果があるとともに、需要拡大の推進力となる。
- ・ 教育、医療、政府の一般的な情報及びサービス、企業や市民に対する政府のサービスの提供は、すべてブロードバンドの利用により改善することが可能となることから、政府の各種戦略のなかで優先されるべきである。
- ・ 関係者はすべて、コンテンツ配信のための新しいビジネスモデルの確立を促すために、知的財産権管理に関する合意形成に配慮していく必要がある。

V 結論

8 手続きに基づき、理事会は下記の結論を採択するよう求められる。

理事会は、

- a) ドキュメント C(2003)259 及びその訂正 CORR1 を確認した。
- b) ドキュメント C(2003)259 別添に提示されたブロードバンドの発展に関する理事会提言案を採択し、その公表に合意した。
- c) ブロードバンドの技術及び発展に関する問題に対する理解を深めるためにはそれらのイニシアチブのコストと利益を評価する必要があることから、ブロードバンドをユニバーサルサービスに含めることは時期尚早である旨を ICCP 委員会が合意したことを確認した。したがって、「ユニバーサルサービス義務及びブロードバンド」(DSTI/ICCP/TISP(2002)4/FINAL)にも述べられているとおり、OECD 諸国はブロードバンドを含めるためにユニバーサルサービス義務を再定義することには反対する。

別添（ブロードバンドの発展に関する理事会提言案）

1960年12月14日のOECD協定第5条(b)を踏まえ、

OECD手続き規則18(b)を踏まえ、

ICCPドキュメント「経済成長を推進するブロードバンド：その発展への政策対応」
(DSTI/ICCP(2003)13/FINAL)を踏まえ、

ブロードバンド市場の発展を支援し、効率的かつ革新的なサービス提供を促し、かつブロードバンドサービスの効果的な利用を促進するための政策を確立し又は見直すにあたり、加盟国は以下の事項を実施すべきであると提案する。

- 各種ブロードバンド・サービスが提供され、透明性が高くかつ無差別な市場政策を維持する形で異なる技術間での融合が進展している現状を踏まえ、インフラ、ネットワーク・サービス及びアプリケーションにおいて効果的な競争を図り、継続的な自由化を実施すること
- 広範にブロードバンドを利用できるようにするための、新しい技術インフラ、コンテンツ及びアプリケーションに対する投資を促進する政策を実施すること
- 基盤技術及びサービスの融合に伴い、規制枠組みの再評価及び一貫性が必要となることを踏まえて、相互運用性、技術革新及び選択肢の増大を促進するための、競争・発展的な異なる技術間において中立的な政策及び規制を実施すること
- ブロードバンドのサービス提供・利用範囲の拡大に関する民間主導の原則を認識するとともに、市場の攪乱を防ぐための補助的な政府のイニシアチブを理解すること
- ビジネス及び消費者によるICT利用における信頼醸成のためのセキュリティ文化、プライバシー及び消費者保護を実効的に実施するとともに、より一般的にこれらの目的を達成するための全関係者間の国境を超えた協力を強化すること
- インフラ、コンテンツ及びサービスの提供を促進するための供給サイドと、ブロードバンド・サービスの利用拡大及び効率的利用を推進する好循環をもたらすような、過疎地域における需要集約などの需要サイドとの双方のアプローチを実施すること
- ブロードバンド・サービスの利益を十分に享受するために、地理的位置に関係なくすべてのコミュニティに対して競争的価格かつ公平な条件でのアクセスの提供を促進する政策を実施すること
- 政府のイニシアチブの妥当性及びその内容を決めるために、ブロードバンド・サービスが市場主導で提供され、普及しているかどうかを評価すること
- 革新的電子ビジネスモデルを阻害しない範囲で、知的財産権の保護、デジタル権利管理などの分野におけるブロードバンド提供者及び利用者双方の利益を調整した規制枠組みを構築すること

- ブロードバンドの発展及び経済・社会・文化の効率性の向上のための ICT 分野における研究開発を促進すること

政府に対し、民間部門がブロードバンド発展のための活動を行うにあたり、この提言内容を十分に考慮させるよう取り計らうことを求める。

ICCP に対し、採択後 3 年間以内及びその後も定期的に、提言内容に関連したブロードバンドの発展をチェックさせる。

事務総長に対し、この提言を非加盟国経済にも周知することを求める。

(仮訳文責)

海野 敦史

OECD 情報・コンピューター・通信政策課政策アナリスト

電子メール：atsushi.umino@oecd.org